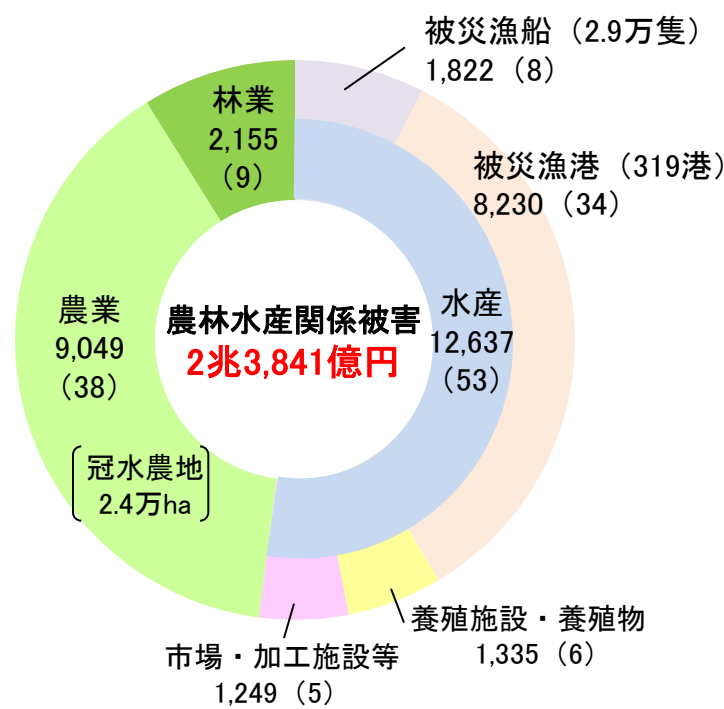


5 その他

5（1）東日本大震災からの農林水産業の復旧・復興

- 東日本大震災では、農林水産関係全体で約2兆4千億円の被害が発生。
- 津波被災農地については、「農業・農村の復興マスタープラン」に基づき、平成26年までの概ね3年間での復旧を目指している。津波被災農地は、約6割以上で営農再開が可能。農地の復旧に合わせて、ほ場の大区画化も実施。
- 主要な排水機場、農地海岸は、応急復旧を完了し、本格復旧実施中。農業集落排水施設は、避難指示区域の地区等を除き、おおむね復旧完了又は実施中。

○農林水産関係の被害



○農林水産業の復旧状況

項目	被害状況	進捗状況 (%)	備考
農地 (25年7月末時点)	6県(青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉)の津波被災農地 →21,480ha	63% (約13,470haで営農再開が可能)	※津波被災農地については、「農業・農村の復興マスタープラン」に基づき、被災農地の営農再開に向けて、農地復旧や除塩を実施中。
農業経営体 (25年3/11時点)	津波被害のあった農業経営体(東北・関東6県) →約10,100経営体	50% (約5,070経営体が経営再開)	経営を再開した約5,070経営体は、農業生産過程の対象作業又はその準備を一部でも再開した経営体を含む。(25年3/11時点)(東北・関東6県)
主要な排水機場 (25年9月末時点)	復旧が必要な主要な排水機場 →99箇所	81% (復旧完了又は実施中:80箇所)	・ 応急復旧が可能な主要な排水機場72機場(避難指示区域を除く)は、24年8月までに応急復旧完了
農地海岸 (25年9月末時点)	本格復旧が必要な農地海岸 →127地区	55% (復旧完了又は実施中:70地区)	・ 農地海岸については、おおむね5年での復旧を目指す。 ・ 太平洋に面する直轄代行政区間約5.7kmのうち、約7割の堤防復旧が完了(9月末)
農業集落排水施設 (25年11月末時点)	被害のあった青森県から長野県までの11県の被災地区数 →401地区	96% (復旧完了又は実施中:384地区)	・ 原発事故による避難指示区域内や津波被災地区等を除き、25年11月までに356地区で復旧が完了。

単位：億円（%）
注：平成24年7月5日現在

5 (2) 原子力発電所事故への対応

- 農地等の除染技術の開発等を行うとともに、安全な食品を安定的に供給することを最優先として、放射性物質の検査や吸収抑制対策、避難指示区域における営農再開等の取組を支援。
- 併せて、風評対策として、被災地産食品の利用・販売の促進等の取組を実施。

除染技術の開発・実証の取組例

- 表土の削り取りや反転耕等、農地の種類（畑、水田、牧草地）や現場の条件に応じた効果的・効率的な除染技術を開発。



水による土壌攪拌・除去（水田）

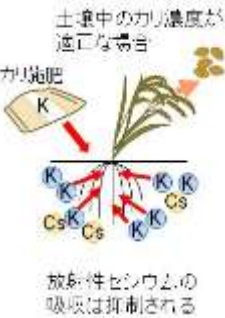


- また、開発された技術を着実に現場で導入するため、現地ほ場において実証等を行い、その結果を農地土壌の除染技術の手引き（24年3月）や農地除染対策の技術書（24年8月）等として公表。
- これらの取組については、除染を担当する環境省とも共有し、「除染関係ガイドライン」への反映などを通じて、現地における除染を推進。

放射性物質の低減対策（例：米）

- 25年産米は、帰還困難区域等、基準値を超えない米が生産できることが検証されていない地域で作付制限（作付制限区域では、作付再開を目指して試験栽培を実施）。
- 農地の反転耕等による除染やカリ施肥による吸収抑制対策を実施。
- きめ細かい検査の実施により、基準値を超える米が流通しないよう取組。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



米の全袋検査（福島県全域で実施）



営農再開等に向けた支援

- 避難指示区域における営農再開に向け、除染後農地の保安全管理、試験栽培の実施などの条件整備を推進。

福島県に基金を造成して支援：
24年度補正予算（復興庁計上）
福島県営農再開支援事業 232億円



25年6月：田植えの様子（飯舘村）

《営農再開の状況等》

- ・ 広野町、田村市、川内村の約400haにおいて、米の作付の本格的再開（25年産）。
- ・ 南相馬市等の127haで米の、川俣町でトルコギキョウの実証栽培を実施。
- ・ あんぽ柿については、加工・出荷再開に向け、関係者による協議会を設置して全量検査体制を構築。25年12月に3年ぶりにその出荷を再開。

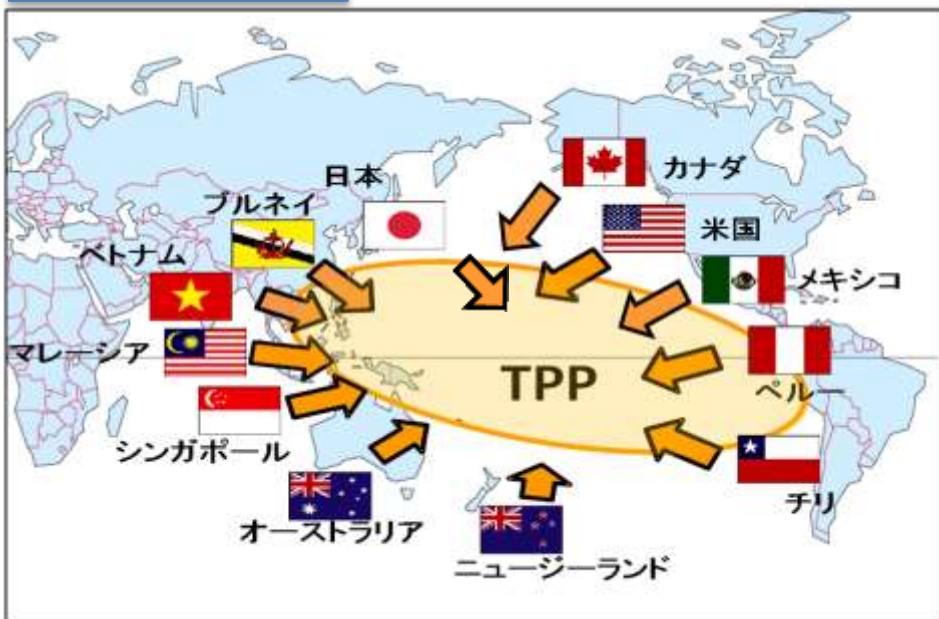
被災地産食品の利用・販売の促進

- 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を推進。

これまでの取組： 877件
うち被災地産食品販売フェア等： 633件
社内食堂等での食材利用： 157件
（23年4月～25年12月までの間）



交渉参加国



交渉分野

- TPP協定交渉では21の分野が扱われている。

物品市場アクセス／原産地規則／貿易円滑化／SPS／TBT／貿易救済／政府調達／知的財産／競争政策／越境サービス／一時的入国／金融サービス／電気通信／電子商取引／投資／環境／労働／制度的事項／紛争解決／協力／分野横断事項

最近の動き

- **日米共同声明**(2013年2月22日) 抜粋

日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティビティが存在することを認識。

- **安倍総理記者会見**(2013年3月15日) 抜粋

「本日、TPP、環太平洋パートナーシップ協定に向けた交渉に参加する決断をいたしました。」

「あらゆる努力によって日本の農を守り、食を守ることをここにお約束します。」

- **衆・参農林水産委員会決議**(2013年4月18・19日) 抜粋

「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。」

「農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとすること。」

- **第18回マレーシア会合におけるメディア声明(仮訳)**

(2013年7月25日) 抜粋

7月23日、我々は12番目のTPP交渉参加国として日本を歓迎した。

- **バリ会合におけるTPP首脳声明**(2013年10月8日) 抜粋

環太平洋パートナーシップ交渉が完了に向かっている。

包括的でバランスの取れた地域協定を、年内に妥結することを目標に、これから交渉官は残された困難な課題の解決に取り組むべきであることに合意。

- **シンガポール会合におけるTPP参加国閣僚・代表声明**

(2013年12月10日) 抜粋

テキストの主要な残された課題の大部分について潜在的な「着地点」を特定した。我々は、これらのテキストの課題と市場アクセスの課題を仕上げるために、柔軟性を持って作業を続ける。

5 (3) 国際関係 ― E P A (経済連携協定) の現状―

- 我が国は、アジアを中心に13の国や地域とEPAを締結した。
- 現在交渉中の豪州に加え、2013年から日中韓、日EU、RCEP、TPP等のEPA交渉が開始。

締結済の 国・地域	シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー
--------------	--

相手国等			協議等の状況		
交渉中	豪州		・2007年4月から交渉を16回実施		
	モンゴル		・2012年6月から交渉を5回実施		
	カナダ		・2012年11月から交渉を4回実施		
	コロンビア		・2012年12月から交渉を3回実施		
	日中韓		・2013年3月から交渉を3回実施		
	EU		・2013年4月から交渉を3回実施		
	RCEP	※1	・2013年5月から交渉を3回実施		
交渉中	※2 TPP		・2013年7月から交渉に参加 ・同年10月に首脳・閣僚会合、12月に閣僚会合を実施		
			※3 GCC		
			・2006年9月から交渉を2回実施。その後、交渉延期中。		
	韓国		・2004年11月に交渉中断 ・2008年6月以降、実務レベルの協議を継続。直近は2011年5月9日に開催		
合意		交渉開始	トルコ	・2012年11月から共同研究を2回実施し、2013年7月に共同研究報告書を公表。2014年1月の日トルコ首脳会談でEPA交渉開始に合意。	

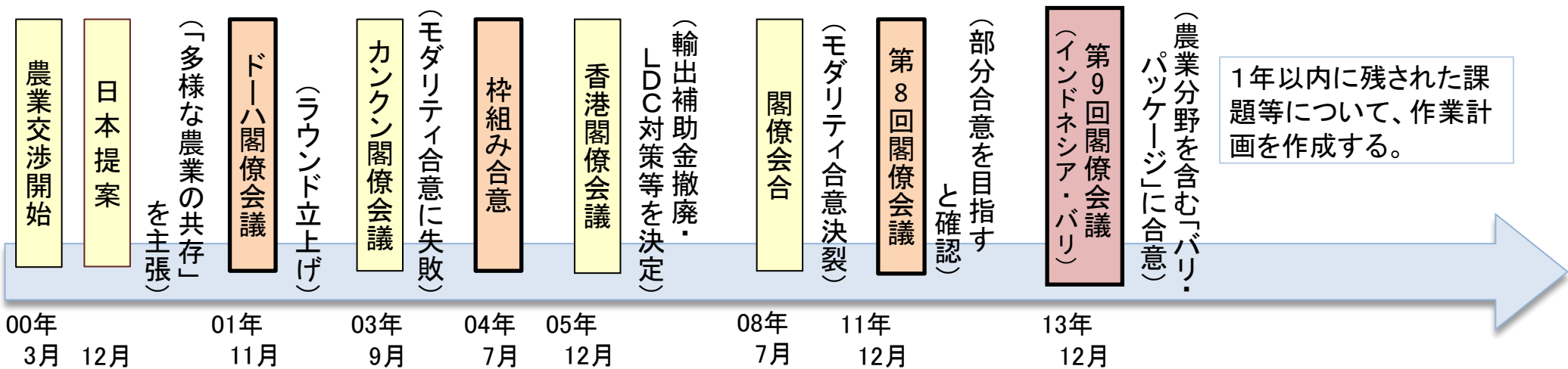
※1 RCEP:ASEANを中心とした東アジア広域経済連携構想。既にASEANと「個々」にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6ヶ国のうち、合意が出来た国による1つのEPA/FTAを目指すもの。

※2 TPP協定交渉参加国:シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本。

※3 GCC(湾岸協力理事会)加盟国:バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

5 (3) 国際関係 –W T O 農業交渉のこれまでの経緯–

- 2004年の枠組み合意以降、モダリティ確立を目指すも、米国と新興国との対立等により合意に至らず。
- 2012年以降、近い将来の一括合意（モダリティ合意）を諦め、部分合意を追及。
- 2013年12月、農業分野の一部、貿易円滑化、開発など3分野からなる「バリ・パッケージ」に合意。



＜米国と新興国との対立＞

米国

- 新興国はその経済規模に見合った責任を負うべき
- 今のモダリティ案では新興国市場から何が得られるか不明確（鉱工業品・農業・サービス）

対立

新興国

- 自分達は途上国であり、各種の柔軟性が認められるべき（開発ラウンド）
- 米国がさらに求めるなら、バランス上先進国は農業の補助金をさらに削減するべき

＜基本的な交渉の流れ＞

① 枠組み交渉

関税削減方式の考え方など、モダリティの前提となる大枠を設定

② モダリティ交渉

関税削減率など、具体的な数値や詳細な要件などが入った各国共通ルール（モダリティ）の確立

③ 譲許表交渉

「品目Aの関税率はX%とする」など、各国ごとに、具体的な約束を決定

参 考

戦後農政の歩み

昭和20年

昭和36年

平成4年

平成11年

戦後農政

基本法農政

新農政

新基本法農政

農村の貧困追放と
都市への食料供給

- ①生産性、所得の農工間格差の是正
- ②米麦中心の生産から、畜産、野菜、果樹等の需要が拡大する作物への生産転換(選択的拡大)

- ①「農業」に加え「食料」「農村」という視点から施策を構築
- ②効率的、安定的経営の育成
- ③市場原理の一層の導入

- ①食料の安定供給の確保
 - ②多面的機能の十分な発揮
 - ③農業の持続的な発展
 - ④農村の振興
- ⇒食料自給率目標の導入

広範な自作農を創設・定着
するための農地改革

農地流動化推進

担い手の育成・確保

効率的・安定的農業経営が担う農業構造の確立

- ・農地法の制定 (S.27)

- ・農地法の改正 (S.45)
(借地による農地流動化)
- ・農用地利用増進事業
(S.50、単独法化 (S.55))

- ・農業経営基盤強化促進法 (H.5)
(経営支援策の体系化、
認定農業者制度の創設)

- ・中山間地域等直接支払制度 (H.12)
- ・経営所得安定対策大綱 (H.17)
- ・農地法の改正 (H.21)
- ・戸別所得補償制度 (H.22～)
※ 「経営所得安定対策」に名称
変更 (H.25)
- ・農地中間管理機構関連 2 法の
制定 (H.25)
- ・「制度設計の全体像」の決定 (H.25)

- 品目横断的経営所得安定対策 (H.19) と農地・
水・環境保全向上対策 (H.19) が車の両輪
- リース方式による一般企業参入の全面自由化
- 販売農家を対象に、恒常的なコスト割れに
着目した全国一律の交付単価での直接支払
を実施
- 米価下落時の補てん
- 農地中間管理機構を都道府県段階に創設
- 経営所得安定対策の見直し、日本型直接支
払 (多面的機能支払) の創設、水田のフル活
用及び米の生産調整の見直しを含む米政策
の実施

食料が絶対的に不足し食糧
増産が大命題

米の生産調整開始

国の全量管理から
民間主導の流通へ

米政策改革

- 食糧法
制定
(S.17)
- ・食糧増産5ヵ年計画 (S.27)
 - ・恒常的な米輸入

- ・米価算定に生産費所得補償
方式導入 (S.35)
- ・米の生産調整本格開始
(S.46)

- ・食糧法制定 (H.6)
(備蓄のための政府買入に限定、
計画流通制度への移行等)
- ・新たな米政策大綱決定 (H.9)
(・稲作経営安定対策創設 (H.9)
備蓄運営ルールを導入)

- ・米政策改革大綱決定 (H.14)
- ・食糧法改正 (H.16)
- ・米の需給調整の見直し (H.22～)
- ・「制度設計の全体像」の決定 (再掲)

- 生産数量目標の配分を需要実績に基づ
く数量配分とする(売れる米づくり)、地域
の創意工夫による助成(産地づくり対策)
- 計画流通制度の廃止等
- 米の直接支払交付金の交付対象を
需給調整参加者とする

- ・日米農産物交渉合意 (S.63)
(牛肉・かんきつ輸入数量制限の撤廃)

- ・ウルグアイラウンド合意 (H.5)、MA米輸入
開始 (H.7)、米の関税化 (H.11)

- ・ドーハラウンド交渉開始 (H.13)

- ・TPP交渉参加 (H.25～)

基本的課題

農地・担い手

米

食料・農業・農村基本法について

○ 平成11年7月、農業基本法（昭和36年制定）に代え、新たに食料・農業・農村基本法を制定。
○ 旧基本法が、農業と他産業との間の生産性と生活水準の格差の是正を目指したものであったのに対し、新基本法は、
①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的な機能の発揮、③農業の持続的な発展と④その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、国民全体の視点から、食料・農業・農村が果たすべき役割と目指すべき政策方向を明示。

食料
多面的機能

農業

農村

ポイント

農業基本法

食料・農業・農村基本法

食料の安定供給の確保

多面的機能の十分な発揮

農業の持続的な発展

農村の振興

農業の発展と
農業従事者の
地位向上

農業と他産業との間の生産性と生活水準(所得)の格差の是正

国民生活及び国民経済の健全な発展

- 農業の生産性の向上
- 農業の総生産の増大と選択的拡大
- 農産物の価格の安定
- 家族農業経営の発展と自立経営 等

- 基本計画の策定（H22に現行計画策定（食料自給率目標:50%（カロリーベース）、70%（生産額ベース）））
- 消費者重視の食料政策の展開
- 効率的かつ安定的な農業経営による生産性の高い農業の展開
- 市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策
- 自然循環機能の維持増進
- 中山間地域等の生産条件の不利補正 等

現行の食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)の構成

- 食料・農業・農村基本計画は、新基本法に掲げる基本理念や基本施策の方向に沿った具体的な施策展開のプログラムであり、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされている。
- 平成22年3月、政府は、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化などを踏まえ、今後重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにした基本計画を策定。

第1 食料、農業及び農村に関する政策についての基本的な方針

食料・農業・農村の現状、過去の政策や課題を分析した上で、

- ① **戸別所得補償制度の導入**
 - ② 「品質」、「安全・安心」といった**消費者ニーズに適った生産体制への転換**
 - ③ **6次産業化による活力ある農山漁村の再生**
- の3つの政策を基本に、各半の施策を一体的に推進

第2 食料自給率の目標

食料自給率を**カロリーベースで50%、生産額ベースで70%**に引上げ

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

食料の安定供給の確保

- 食の安全と消費者の信頼の確保
- 国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化
- 食品産業の持続的な発展と新たな展開
- 総合的な食料安全保障の確立
- 輸入国としての食料安定供給の重要性を踏まえた国際交渉への対応

農業の持続的な発展

- 戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理
- 農業・農村の6次産業化等による所得の増大
- 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
- 優良農地の確保と有効利用の促進
- 農業災害による損失の補てん
- 農作業安全対策の推進
- 農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し
- 持続可能な農業生産を支える取組の推進

農村の振興

- 農業・農村の6次産業化
- 都市と農村の交流等
- 都市及びその周辺の地域における農業の振興
- 集落機能の維持と地域資源・環境の保全
- 農山漁村活性化ビジョンの策定

食料・農業・農村に横断的に関係する施策 ／ 団体の再編整備等に関する施策

第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

官民一体となった施策の推進、国民視点に立った政策決定プロセスの実現、財政措置の効率的・重点的運用

※ 基本計画関連資料として、「農業構造の展望」、「農業経営の発展のための展望モデル(経営展望)」を作成し、企画部会に提出。

平成11年7月 食料・農業・農村基本法の制定

- 食料、農業及び農村に関する施策の基本理念及び実現を図るために基本となる事項を規定
- 基本的施策として、①食料・農業・農村基本計画、②食料の安定供給の確保、③農業の持続的な発展、④農村の振興の4点を明記
- 食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の目標を定めるとともに、食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるべきことを規定

※ 太字は主要施策

平成12年3月 食料・農業・農村基本計画の決定

食料自給率目標(平成22年度)
供給熱量ベース 45 %
(参考)金額ベース 74 %

- 食生活指針の策定
- 不測時における食料安全保障マニュアルの策定
- 効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立
- 価格政策から所得政策への転換
- **中山間直接支払いの導入** など

平成17年3月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標(平成27年度)
供給熱量ベース 45 %
生産額ベース 76 %

- 食の安全と消費者の信頼の確保
- 食事バランスガイドの策定など食育の推進、地産地消の推進
- 担い手を対象とした**水田・畑作経営所得安定対策の導入**
- 農地・水・環境保全向上対策の導入
- バイオマス利活用など自然循環機能の維持増進
- 国内農林水産物・食品の輸出促進 など

平成22年3月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標(平成32年度)
供給熱量ベース 50 %
生産額ベース 70 %

- 食の安全と消費者の信頼の確保
- 総合的な食料安全保障の確立
- **戸別所得補償制度の導入**
- 生産・加工・販売の一体化、輸出促進等による**農業・農村の6次産業化等の推進**
- 農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し など